

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成31年  
2月8日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) ..... 三
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) ..... 三
  - 救急病院の認定 (医療政策課) ..... 三
  - 保安林予定森林 (下関市) (森林整備課) ..... 三
  - 河川区域の変更による廃川敷地等 (河川課) ..... 四
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 四
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (三件) (商政課) ..... 五
  - 換地計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 五
- 公安委告示
  - 山口県暴力追放運動推進センターの変更の届出 ..... 六



### 山口県告示第二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年二月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧

に供する。

平成三十一年二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社トクヤマ  
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場  
所 在 地 周南市晴海町一番一号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3/日$ )	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定
二七〇口	一五	平成三二、一 三、一	平成三一、一 三、一五	平成三一、一 三、一五
六五	二〃	〃	〃	断 続 一五時間

備考 「二七〇口」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。



五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	七	通常最大	通常最大	〃
〃	九、六	通常最大	通常最大	〃
二・五	三・九	〃	〃	〃
三・八	四・九	〃	〃	〃
五	三	〃	〃	〃
一〇	五	〃	〃	〃
〇・三	一・三	〃	〃	〃
〇・六	二・一	〃	〃	〃
〇・二	〇・四	〃	〃	〃
〇・二三	〇・一三	〃	〃	〃
一	五	〃	〃	〃
二、四三〇	四七三、二七四	〃	〃	〃
四、一八五	六五六、三〇二	〃	〃	〃

山口県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年二月八日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称 療 所 機 在 地  
 松村医院 光市室積二丁目一四番一四号 平成三〇、一一、三〇  
 宇都宮クリニック 周南市西松原三丁目六番四三号 〃 一二、二〇  
 上宇部薬局 宇部市中村二丁目六番一七―一号 〃 一〇、三一

山口県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十一年二月八日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称 療 所 機 在 地  
 しまかぜ在宅支援診療所 大島郡周防大島町大字平野二七一 平成三〇、一一、一  
 の一四  
 こくりつ薬局あさ店 山陽小野田市大字郡四四五の四 平成三一、一、〃

山口県告示第二十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十一年二月八日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称 所 在 地  
 社会福祉法人健 山陽小野田市大 訪問看護ステーション等  
 仁会 字厚狭五〇三の 字厚狭四九八の 指定年月日  
 一 一

山口県告示第二十七号

保安林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成三十一年二月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所  
 下関市大字阿内字フスヘキ九三六の九〇  
 二 指定の目的

三 指定施業要件  
土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二十八号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 河川の名称

厚東川水系大田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成三十一年二月八日

三 廃川敷地等の位置

美祢市美東町真名字上徳坂二八二七番に沿接する堤とうに沿接する水路地先

〃 〃 〃 二八四五番に沿接する堤とうに沿接する水路地先

〃 〃 〃 二八四六番に沿接する堤とうに沿接する水路地先

〃 〃 〃 字橋ノ本二八四番一に沿接する水路地先

〃 〃 〃 字大下一〇八八一番二に沿接する水路地先

〃 〃 〃 一〇八八一番二地先

〃 〃 〃 一〇八八一番一に沿接する水路地先

〃 〃 〃 一〇八八一番第一に沿接する水路地先

- 〃 〃 〃 字古元一〇八八二番に沿接する水路地先
- 〃 〃 〃 字長小野一〇八八五番に沿接する水路地先
- 〃 〃 〃 一〇八八五番第一に沿接する道路に沿接する水路地先
- 〃 〃 〃 一一二四五番第一に沿接する道路地先
- 〃 〃 〃 二八九九番及び二八九九番二に沿接する道路地先

四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 四五七四・六一平方メートル



(二八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十一年二月八日から同年六月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 Felix88

所在地 下松市望町四丁目一四〇の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 住

トヨタカローラ山口株式会社 周南市新地一丁目六番一号

所 代表者の氏名 卜部 治久

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
---------	-------	-------

大規模小売店舗の名称	望町店(仮称)トヨタカローラ下松	Felix88
------------	------------------	---------

四 届出年月日

平成三十一年一月二十八日

五 変更年月日

平成三十年二月二十八日

(二九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年九月十八日山口県公告(二一〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年二月八日から同年三月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク西宇部店

所在地 宇部市厚南北五丁目一六〇二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年九月二十八日山口県公告(二一四)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年二月八日から同年三月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 プリムールあおい

所在地 山口市葵一丁目三四〇二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年九月二十八日山口県公告(二一五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年二月八日から同年三月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三二) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、萩市長小野地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

萩市長小野地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十一年二月十二日から同年三月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県公安委員会告示第二号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により、公益財団法人山口県暴力追放運動推進センターから次のとおり変更の届出があった。

平成三十一年二月八日

山口県公安委員会

代表者	変更事項	内容	変更年月日
	変更後		
光井一彦		高山治	平成三十年五月二十八日

平成三十一年二月八日印刷  
平成三十一年二月八日発行

発行人所

山口県知事庁